

質問箇所						質問内容など			
整理番号	該当資料	該当項目	該当ページ (説明資料 p.**)	説明内容	種別		質問事項	立場 ※記載内容の元となる立場	回答
1	説明内容 (1)	説明内容 (1)	P11	品確法・基本方針	意見	・予定価格の適切な設定（施工箇所が点在する工事の積算）	・施工箇所が点在する工事の積算に於ける、工種区分について、施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない と規定されていますが、施工箇所毎に工種を設定し経費計算をするように、改定できないのでしょうか？【子設計書が、橋梁保全工事であっても、親設計書が道路改良であれば改良工事の経費率になってしまいます】	施工者	主たる工種区分は2種以上からなる工事はその主たる工種区分を適用するとあります。そのため、施工箇所点在型積算においても、工事単位で主たる工種区分を考えることとされています。
2	説明内容 (1)	説明内容 (1)	P.17	インフラDX	質問	・ICTを推進しているが、BIM/CIM活用まで達していないのが現状。	・BIM/CIM活用への転換を2023年度までに実現するなかで、「小規模」とはどの程度のことを指しますか？	施工者	BIM/CIM推進委員会の実施体制検討WGにて、原則適用とする対象の整理を実施しているところ です。 令和2年度に「一般土木」「鋼橋上部」の3次元モデルの納品要領が制定予定であり、本要領（適宜改正）に基づく詳細設計が対象となる予定です。
3	説明内容 (1)		P21	工事発注時の適切な条件明示	質問	・「概略工事工程表」「施工条件明示チェックリスト」の開示は分任官工事でも必要であり、今後開示する予定はあるか？いつから全工事開示予定なのか？	・「概略工事工程表」「施工条件明示チェックリスト」の開示は分任官工事でも必要であり、今後開示する予定はあるか？いつから全工事開示予定なのか？	監督支援等	「概略工事工程表」「施工条件明示チェックリスト」の開示につきましては、本官工事を対象に行っていますが、分任官工事への拡大については、今後、検討していきたいと考えています。
4	説明内容 (1)	説明内容 (1)	p.25～27	週休2日の取り組み	質問		・週休2日制において平日で現場稼働していない日（イベント等で作業できない）も休工対象日になりますか	発注担当	現場閉所であれば、休工対象日になります。施工はしていないが、現場事務所で作業している場合は、現場閉所ではありませんので、休工対象日とはなりません。
5	説明内容 (1)	説明内容 (1)	P27	週休2日の取り組み	質問	・週休2日相当における受注者希望型の場合、未達成の場合の資料作成が必要でしょうか。	・工事評価上のペナルティーは無いが、積算上は減額変更されると言う事でよろしいでしょうか。	監督支援等	週休2日相当における受注者希望型において、未達成の場合は、減額変更します。なお、未達成の場合において、書類作成は不要です。
6	説明内容 (1)		P.66	適切な設計変更	質問	2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答ない時点で施工を実施した場合。設計変更できない	・工期が逼迫している工事の場合、発注者から書面により、回答が得ないまま施工すると設計変更ができませんとなっていますが、その理由が受注者の責でない場合、工期延長可能ですか？	施工者	受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、契約書第22条「受注者の請求による工期の延長」に従い、理由を示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができます。
7	説明内容 (1)		P.66	適切な設計変更	質問	5. 正式な（指示・協議等）書面によらない事項（口頭のための指示・協議等）の場合。	・工期が逼迫した工事の場合、正式な書面のないを理由に、施工を断り、工期変更は可能でしょうか？	施工者	受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、契約書第22条「受注者の請求による工期の延長」に従い、理由を示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができます。
8	説明内容 (2)		P.34	現場推進会議・ワンデーレスポンス	要望	・現場推進会議にて設計図書の照査等における質疑事項の回答で別途協議となることがあるが協議簿にて同じものを作成協議する事に違和感を感じることもある。	・請設計図書の照査に基づく変更協議という形で打合せを実施しているが、同じような書類を2回提出する事に違和感を感じる。	施工者	「三者確認の確認書（確認事項）」については、工事打合せ簿（協議・承諾・提出・報告・通知）と読み替えることになっています。事務所等へ周知徹底していきます。
9	説明内容 (2)	説明内容 (2)	P36	現場推進会議・ワンデーレスポンス	要望	・現場推進会議後の役割分担について	・現場推進会議により、設計者に役割分担を依頼する場合については、誰の責任で何時までに、誰の費用負担で実施するのかを必ず明言し、できれば3者間で書面を交わすようにして頂きたい。 又、設計者さんから提出された資料について、発注者さんも発注者さんなりに内容確認をして頂きたい。	施工者	「三者確認の確認書（確認事項）」において、発注者の処理・回答の中で、「別途指示の時期」を記載することになっています。この確認書も、設計者、施工者、発注者が確認することになっています。
10	説明内容 (2)		p.36～	現場推進会議・ワンデーレスポンス	要望	・現場推進会議はいいんですが、現場を進めていると、その時々で突発的に問題が生じたり、設計内容について確認したい時があります。	・現場技術の方に相談し、早い返事を頂ける場合が多いんですが、中には設計に聞かないとわからないというような返事の時もあります。その場合、設計担当に直接聞けるシステム（設計者から発注者への説明も兼ねる）が構築されるとよりスムーズに現場を進める事ができると思います。	施工者	施工者から直接設計者へ連絡いただいても問題ありません。その場合、監督職員の了解をもらって下さい。

R2 受発注者合同説明会（WEB開催）
意見・質問票

質問箇所						質問内容など			
整理番号	該当資料	該当項目	該当ページ (説明資料 p.**)	説明内容	種別		質問事項	立場 ※記載内容の元となる立場	回答
11	説明内容 (2)	説明内容 (2)	P45	一時中止	質問	・工事の一時(一部)中止の手続きについて	・設計変更がドラインによりますと、受注者からの中止事案の確認請求も可 と記載されていますが、具体的な方法、書式等をご教示願います。	施工者	設計変更ガイドラインP59において、「受注者は、受注者の責に帰することができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。」旨の記載があります。そのため、工事施工不可要因を発見した場合は、工事打合せ簿(協議簿)を監督職員に提出することになります。
12	説明内容 (2)	説明内容 (2)	P46	一時中止	質問	・工事の一時(一部)中止による、請負代金の変更について(増加費用の請求)	・増加費用等については、受注者から請求があった場合に適用すると記載されていますが、請求する場合の決められた書式等があればご教示願います。	施工者	設計変更ガイドラインに、増加費用の請求様式が添付されていますので、ご確認頂ければと思います。
13	説明内容 (2)	説明内容 (2)	P55	発注関係事務の運用指針	質問	⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価とありますが、どれくらいの期間を想定されているのでしょうか。	・評価により変状等が確認され瑕疵が確認できた場合は、再施工となるのでしょうか。	監督支援等	長期保証として数年後の性能指標を設けている工事を試行しているが、現状で具体的取組は示されていない。今後、具体的な取組が示されると考えています。
14	説明内容 (2)	説明内容 (2)		その他	要望	・快適トイレについては、費用負担の増額を協議により実施している。	・快適トイレについては、もはや常識となりつつあることから、協議による費用負担増ではなく、当初から盛り込んでいただきたい。	施工者	快適トイレについては、基準価格がないため、協議をして見積による計上をしております。施工者から見積をもらい、実態に合わせた金額で計上するため当初計上はしておりません。
15	説明内容 (3) ・新型コロナ関連	説明内容 (3) ・新型コロナ関連	P75	新型コロナウィルスに係わる設計変更	要望	・現状として感染予防が取り上げられているが、感染後の収入保障がなく入院一時金等の補助がないことから、多少体調が悪くても通院しない作業員もいます。	・感染対策の先(感染後)に対して、感染者へのケア含め検討されているのでしょうか。	監督支援等	工事・業務において、感染防止対策を行った場合においては、適切に設計変更することとしています。作業員等が感染し、工事等の一時中止措置を希望された場合においては、一時中止措置等を適切に実施することとしています。
16	説明内容 (3) ・新型コロナ関連	説明内容 (3) ・新型コロナ関連	P.79	ASP方式によるweb会議	要望	・週に一度、工程会議を出張所にて実施している。発注者からはウェアラブルカメラ活用などによる時短を要求されるが、こちらも移動時間を減らし、生産性を上げたい。	・是非WEB会議の頻度を上げていただきたい。	施工者	頂きました意見を参考とさせていただきます。
17	説明内容 (3) ・新型コロナ関連	説明内容 (3) ・新型コロナ関連	P.82	監理技術者の兼務	意見	・技術者不足により監理技術者が兼務できることはありがたいが、同時に労働者不足が問題であり、受注件数が増えても下請業者が足りない事態が起こることを懸念している。	・同工種の工事を同じ年度に多数発注しないなど、労働者不足を配慮した発注が不可欠かと思います。	施工者	平準化工期、フレックス工期の活用など、技術者不足に配慮し、発注してまいります。
18	説明内容 (3) ・新型コロナ関連	説明内容 (3) ・新型コロナ関連	P.83	監理技術者の兼務	質問	・今まで2件の工事それぞれに監理技術者兼現場代理人が配置できれば、2名で済んだが、改正後は特例監理技術者1名と監理技術者補佐2名の3名が必要となる。	・監理技術者補佐は、現場代理人が兼務することは可能ですか？	施工者	監理技術者補佐が現場代理人を兼務することは可能です。但し、監理技術者補佐には1級施工管理技士補又は監理技術者と同じ資格が必要です。R3. 3時点では、1級施工管理技士補の技術者がいないため、2件の工事で特例監理技術者1名と監理技術者の資格を持つ監理技術者補佐2名の3名の技術者の配置が必要ですが、令和3年度の試験制度の改正に伴い、2件の工事で特例監理技術者1名と1級施工管理技士補の資格を持つ監理技術者補佐2名の3名の技術者で現場を管理することが可能となります。なお、1級施工管理技士補が監理技術者補佐として認められるのは、1級施工管理技士技術検定の一次検定合格発表後の令和3年8月下旬以降を予定しています。